

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	森林経営計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 10 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 4 条第 1 項～第 4 項 木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則第 2 条、第 3 条 森林法第 11 条第 5 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 森林法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下「認定森林所有者等」という。）が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画（その変更につき同法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 11 条第 5 項の規定による認定があったときは、その変更後のもの）の内容と異なる内容の事業計画について木材の安定供給の確保に関する特別措置法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長（同法第 19 条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事）に当該森林経営計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。</p> <p>2. 市町村長は、森林経営計画の変更の認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が、森林法第 11 条第 5 項に規定されている全ての要件を満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 森林法第 11 条第 2 項第 1 号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 森林法第 11 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認め</p>

	<p>られること。</p> <p>(5) 火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が造林のための地ごしらえ又は害虫駆除に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画に、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が森林法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>15日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日